

平成 31 年 4 月からの実証運行について

1 実証運行の期間

平成 30 年 10 月 1 日から 1 年間とするが、実証運行の 6 か月後に改善を図ることを可能とするため、現行の実証運行期間は平成 31 年 3 月 31 日までとしています。

2 検討事項

(1) 運行形態について

①運行日、運行時間、予約方法

- ・運行日の拡大
- ・運行便数の増加
- ・運行時間の見直し
- ・予約受付の締め切り時間

②乗降ポイント

- ・乗降ポイントの追加・修正（移動）・削除

③乗車運賃、割引

- ・平成 31 年（2019 年）10 月の消費税の増税

④その他

- ・実証運行中の 4 エリア以外の対応

(2) 運行継続の評価について

- | | | | |
|-------|-----------|---------------|------|
| ①乗車密度 | 全体 1.71 人 | （目標値：1.3 人以上） | →達 成 |
| ②稼働率 | 全体 25.5% | （目標値：30%以上） | →未達成 |

3 平成 31 年 4 月からの実証運行（案）

運行形態について、利用者アンケートにより要望や意見などが寄せられましたが、多くは現行の運行に満足をいただいている結果でした。また、運行継続の評価については、乗車密度は達成、稼働率は未達成でしたがエリア別の集計ではオレンジライン以外はどちらの評価基準も未達成です。

しかし、運行実績が 2 か月間の集計では、数的根拠となる実績としては不足しており、利用者の意見については、今後も広く収集する必要があります。また、運行継続の評価については、乗車密度と稼働率のバランスなども考慮し、評価する必要があります。

つきましては、運行形態について運行事業者とも協議する必要があり、運行継続の評価についても、継続した実績の集積が必要であるため、平成 31 年 4 月からの実証運行については、別紙のとおり現行と同様の内容で実施し、本格運行への移行については、評価基準の未達成を含め、今後、持続可能な事業として継続することを目標に多角的な検討をして参りたい。